

## 福祉制度

問い合わせ先 福祉課 0877-24-8805

### ●日常生活の支援

#### ●居宅介護（ホームヘルプサービス）

障がい児につき、家庭において、ホームヘルパーが身体介護、家事援助等のサービスを提供します。

#### ●短期入所（ショートステイ）

家庭で障がい児の介護が一時的に困難になった場合、短期間、夜間も含め、施設にて児童に入浴、排泄、食事等の介護を行います。

#### ●移動支援

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介助を行います。

### ●障がい児通所支援

#### ●児童発達支援

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

#### ●放課後等デイサービス

就学中の障がい児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

詳しい情報は  
香川県ホームページ  
キーワードから探す

香川県通所支援事業所一覧



香川県ホームページ



### 保護者から見た利用までの流れ

（丸亀市の場合）

- 1 市役所福祉課窓口で相談し、手帳等を持たない人は、医師等による利用意見書をもらう。
- 2 市役所福祉課にて申請書を記入する。
- 3 相談支援事業所を決める。
- 4 上記相談支援事業所にサービス利用計画を作成してもらう。
- 5 サービス担当者会議に出席する。（保護者・関係機関等が出席）
- 6 サービス提供事業所と直接契約をする。
- 7 サービス利用開始。（申請から利用開始まで、約2か月かかる）

理学療法・作業療法・言語療法などを実施している病院があります。

詳しい情報は  
香川県ホームページ  
キーワードから探す

発達障害医療機関リスト

## 福祉制度

問い合わせ先 福祉課 0877-24-8805

### ●医療費の助成

#### ●心身障がい者医療

**対象** 10歳以上で、身体障害者手帳1～4級または、療育手帳⑧以上の人  
**内容** 県内の医療機関（丸亀市外の接骨院は除く）では、医療証を持参すれば無料になります。（ただし、保険適用外は除く）

県外の医療機関、丸亀市外の接骨院では一度医療費を支払った後、市民福祉医療費助成申請書に医療機関の証明又は、当該医療機関の領収書を添付して、福祉課に持参し、払戻の手続きをお願いします。

#### ●自立支援医療（育成医療）

**対象** 18歳未満で身体に障がいを有する又は現存する疾患を放置すれば、将来的に障がいを残す可能性のある児童

**内容** 手術等により疾患の軽減又は改善の見込みのある児童に対して医療を給付する。

#### ●自立支援医療（精神通院）

**対象** 精神疾患による通院を継続している人

**内容** 精神疾患に係る通院医療費の自己負担額を軽減する。

### ●税の減免・割引制度

交通運賃や各種利用料などの割引制度があります。

### ●福祉年金・手当

#### ●障がい児福祉手当

**対象** 日常生活において、常時特別な介護を必要とする在宅重度の人  
※所得制限あり

#### ●市民福祉年金（障がい児年金・在宅重度障がい児年金）

要件や対象者など、詳しくは福祉課までお問い合わせください。

●特別児童扶養手当 **問い合わせ先** 子育て支援課  
0877-24-8808

**対象** 精神又は身体に重度の障害がある児童又は中程度の障害がある児童を療育している人（児童福祉施設等に入所している場合は除く）  
※所得制限あり

【丸亀市保健福祉制度のいろいろ】という冊子をご覧ください。

詳しい情報は丸亀市  
ホームページサイト内検索

丸亀市保健福祉制度のいろいろ

丸亀市こども家庭センター連携相談窓口  
～利用者支援事業基本I型～

専門家とつながる相談窓口 **にこっと**

ひまわりセンター2階

✉ nicotto.npo@gmail.com <https://nicotto-granmar.com>

このパンフレットは四国労働金庫の助成を受けて作成しています。  
また、丸亀市子育て支援課の委託事業費とNPO法人グランマールの出資で作成しています。

☎ (0877) 85-8810

FAX (0877) 85-8811



## 丸亀市子育て支援情報 パンフレット

vol.

4

## ～障がい児支援～

丸亀市こども家庭センター連携相談窓口

～利用者支援事業基本I型～

専門家とつながる相談窓口 **にこっと**



相談  
就学  
手帳

## 福祉制度

NPO法人グランマールの活動理念に賛同していただき、継続して寄付をいただいています。

●富士産業株式会社 ●大倉工業株式会社 ●四国化成ホールディングス株式会社  
●株式会社伏見製薬所 ●琴参バス株式会社

NPO法人グランマール

● 福祉課

障害者(児)に対する福祉サービスの相談助言、利用や施設入所の紹介などを行っています。

手帳の申請、医療費の助成、福祉年金、手当等、介護給付、訓練等給付、補装具の手続き等を行っています。

支援等をご利用の場合、お問い合わせください。

連絡先 0877-24-8805

● 障がい者(児)相談

日常生活に関することや障害福祉サービスや社会資源利用に関する事などに、相談支援専門員が相談に応じます。

対象	名称	住所	連絡先
身体障がい	「野の花」	丸亀市飯山町 東坂元 1987-1	0877-98-3945
知的障がい	香川県ふじみ園 (相談支援センター)	丸亀市飯山町 東坂元 3667	0877-98-3163
精神障がい	医療法人社団三愛会 コミュニケーションセンター 指定相談支援事業所 はなその	丸亀市柞原町 116	0877-21-5712

問い合わせ先 福祉課障がい福祉担当 0877-24-8805

● 特別支援学校の相談

相談窓口	内容	連絡先
香川県立 香川丸亀支援学校	学びと育ちの相談センター	0877-24-1215
香川県立視覚支援学校	視覚障害教育支援センター	087-851-3217
香川県立聴覚支援学校	きこえとことばの相談支援センター	087-865-4492
香川県立高松支援学校	からだと学びの相談センター	087-865-4500
香川県立善通寺支援学校	こころとからだの相談センター	0877-62-7631
香川大学教育学部附属特別支援学校	やまもも教室	0877-48-2694

● 香川県障害福祉相談所(かがわ総合リハビリテーションセンター内)

身体障害者、知的障害者及び子どもの障害の専門的な相談のほか、障害者虐待、障害者差別に関する相談に応じています。

- 補装具費(車椅子、義肢、装具、補聴器等)の支給判定
- 身体障害者手帳の交付(高松市除く)
- 自立支援医療(更生医療)の支給判定
- 療育手帳の判定、交付 ● 障害児入所施設の利用相談
- 発達障害についての相談 ● 障害者虐待の通報・相談
- 障害を理由とする差別に関する相談

連絡先 087-867-2696

● 香川県発達障害者支援センター「アルプスカガワ」

発達障害のある本人とその家族、および関係機関を対象にした相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修を行っています。

連絡先 087-866-6001

● 香川大学教育学部附属教職支援開発センター特別支援教室「すばる」

県下の小学校・中学校の通常学級に在籍する特別な支援が必要なお子さんを対象とした個別指導と保護者・教員との教育相談を行っています。

● 丸亀市発達障害児支援協働事業「ほっぺ」

丸亀市では、NPO法人グランマールと関係各課・専門家・関係機関等が協力し、発達障害等の子どもの発達に不安がある保護者や保育士・教員を支援するために各種相談や研修会を開催しています。

連絡先 ひまわりセンター2階 0877-85-6613

詳しくはこちら



相談窓口	内容・時間
発達障害や発達障害ではないかと思われる子どもの保護者のための場「びあ・ほっぺ」	毎週月・火曜日 10:00~12:00 13:00~15:00 毎週木曜日 10:00~12:00 予約制
発達障害のある子どもの保護者の相談事業「すきっぷ」	年15回開催 予約制
子どもと親のふれあいの場「はぐみくらぶ」	水曜日 9:30~10:30
臨床心理士等による個別相談「ま〜る」	予約制 一人 50分
セミナー・相談員との交流会	年4回開催
保育士・教員の発達障害児支援の勉強会「ハートサポート」	年3回開催
巡回カウンセリング	医師、大学教授、臨床心理士等の相談員が保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校に巡回し、子ども達へのかかわり方を保育士・教員にアドバイスしています。

※ サポートファイル「かけはし」

乳幼児から成人に至るまで、専門機関の連携による一貫した支援の実現を目指して作られました。香川県教育委員会特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。



● 特別支援学校での特別支援教育

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の障害種別を対象にし、小学部・中学部・高等部が設けられています。視覚支援学校、聴覚支援学校、香川中部支援学校には幼稚部も設けられています。また、視覚支援学校には専攻科も設けられています。

● 小・中学校等での特別支援教育

● 特別支援学級での支援

障害の状態等や教育的ニーズに応じた指導・支援を必要とする子どものための少人数の学級。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害に分けられています。

● 通級指導教室での支援

通常の学級に在籍している特別な教育的ニーズのある子どもに対して、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別な指導を通級指導教室で行うものです。

● 通常の学級での支援

通常の学級に在籍する、発達障害を含む障害のある子どもに対して、適切な教育的支援を行うため、巡回相談等を実施しています。

● 就学前支援体制等

● 教育相談

各特別支援学校では、随時教育相談、就学相談を行っています。新たに入学することとなる幼児児童生徒及びその保護者に対して体験入学等を行っています。お近くの特別支援学校にお気軽にお問い合わせください。

● 就学前定期的相談・指導事業

視覚支援学校、聴覚支援学校、香川東部支援学校、香川中部支援学校、香川丸亀支援学校、香川西部支援学校では、障害等のある幼児とその保護者を対象に、年間5~10回程度の継続した相談・指導を行っています。詳しくは各学校にお問い合わせ下さい。

● 身体障害者手帳

視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語機能、肢体不自由、内部(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能)障がいのある人。

● 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人。

● 療育手帳

香川県障害福祉相談所において知的障害があると判定された人。

手帳の交付により、税金の控除や各種福祉サービスを受けることができます。

問い合わせ先 福祉課 0877-24-8805